

内閣参質一八〇第九五号

平成二十四年五月十一日

内閣総理大臣 野田佳彦

参議院議長 平田健二殿

参議院議員上野通子君提出きのこ原木等の購入支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員上野通子君提出きのこ原木等の購入支援に関する質問に対する答弁書

特用林産施設等体制整備事業においては、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体（以下「特定被災地方公共団体」という。）である市町村の区域に所在するきのこの生産者に対する支援のほか、特定被災地方公共団体以外の市町村の区域に所在するきのこの生産者であつて、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「本件原発事故」という。）によつて発生した放射性物質による汚染により、きのこ原木、ほど木等（以下「きのこ原木等」という。）の調達先の変更を余儀なくされたものに対する支援として、本件原発事故後のきのこ原木等の購入費用が本件原発事故前のきのこ原木等の購入費用を上回る場合に、その差額の二分の一以内を補助することとしている。

政府としては、今後とも、本事業を活用し、本件原発事故を含む東日本大震災の被害を受けたきのこの生産者に対する支援に努めていく考え方である。

